

1月4日  
販売開始

【三井住友海上メットライフ生命保険株式会社】  
三井住友海上メットライフ生命の定額個人年金保険(通貨選択型)  
「ATHENA(アテナ)」の販売を1月4日より下記金融機関を通じて開始



三井住友海上メットライフ生命保険株式会社(本社:東京都、社長:樋口 幸男)は、通貨選択型個人年金保険「ATHENA(アテナ)」の販売を、下記金融機関を通じて、2011年1月4日より開始いたします。

「アテナ」は、好金利通貨の予定利率で一時払保険料を複利運用する外貨建個人年金保険です。契約時に3つの契約通貨(米ドル、豪ドル、ユーロ)、4つの積立期間(3年、5年、7年、10年)から選択いただけます。ご指定された積立期間経過後は、年金原資を年金形式または一括受取で受取れる他、「延長セレクトプラン」や「据置プラン」により運用を継続し、年金支払開始日を先に延ばすことも可能です。このように「アテナ」はお客様のライフスタイルに合わせて、「えらぶ」「ふやす」「うけとる・つづける」というニーズに幅広くお応えする商品です。

商品名称	金融機関(募集代理店)
	<p>京都中央信用金庫</p>

### この商品の主な特徴

#### (1)えらぶ

- 米ドル、豪ドルとユーロ。3つの通貨より、契約通貨をお選びいただけます。  
契約通貨が外国通貨の場合、日本円で入金することができます。(円入金特約)
- 3年、5年、7年、10年の4つの積立期間から選べます。

#### (2)ふやす

- 固定金利で「ふやせます」  
積立期間中の利率は固定されていますので、積立期間満了時には契約通貨での年金原資が確定します。
- 複利効果で「ふやせます」  
積立期間中はご契約された時の予定利率で、複利運用されます。

#### (3)うけとる・つづける

- 2つの方法でうけとれます  
4種類の年金受取方法、または一括受取
- 2つの方法でつづけられます  
延長セレクトプラン、または据置プラン

※ 商品の概要については、添付の関連資料『「ATHENA(アテナ)」商品概要』をご参照ください。

## 【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

### ■為替リスクについて

この保険は、外国為替相場の変動による影響を受けます。したがって、死亡保険金、解約払戻金、年金および一部引出金(以下、保険金等)受取時に契約通貨以外に換算した場合、外国為替相場の変動により、換算後の保険金等の額が、一時払保険料をご契約時の為替レートで同通貨に換算した額より下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

### ■市場リスクについて

この保険を解約する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。具体的には、契約時点よりも市場金利が高くなると市場価格は下落し、逆に、契約時点よりも市場金利が低くなると市場価格は上昇します。したがって、解約払戻金は市場金利の状況により増減することとなります。

### ■予定利率について

ご契約時に適用される予定利率は、契約日・契約通貨・積立期間により異なります。また、市場金利の影響で予定利率が設定されず、ご契約いただけない場合があります。ご契約に際しては、必ず三井住友海上メットライフ生命が定める最新の予定利率をご確認ください。(ご契約後は予定利率は変わりません。)

## 【お客さまにご負担いただく費用について】

- ご契約時……………ご契約時にご負担いただく費用はありません。
- 外国通貨で契約を締結することで生じる費用
  - ・一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外国通貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
  - ・円入金特約により、円貨で一時払保険料を入金される場合の円入金特約レート(TTS)は、伸値(TTM)に対して50銭を加えたレートとなります。
  - ・円支払特約により、円貨で保険金等を受取る場合の円支払特約レート(TTB)は、伸値(TTM)に対して50銭を差引いたレートとなります。
- 年金支払期間中……………年金管理費として、年金額に対して1%を年金支払日に責任準備金から控除します。(遺族年金支払特約による年金も含みます。)
- 解約時……………契約時の積立期間および契約日から解約日までの経過年数に応じた所定の解約控除率(最大9%~1%)を解約日の保障基準価格に乘じ、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除して払戻金としてお支払いします。

## 【ご注意いただきたい事項】

- 将来受取る年金額は、年金原資および年金支払開始日における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- 一部引出をご利用の場合は、保障基準価格はその分減額されます。この場合、保障基準価格の減額割合に応じて基本保険金額も減額されます。
- 最後の契約応当日は年金支払開始日となりますので、一部引出はご利用できません。

※ 「ATHENA(アテナ)」の主な特徴を記載したものです。詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。  
※ 通貨選択型個人年金保険「ATHENA(アテナ)」に関する詳細な情報については、当社ホームページ(<http://www.msl-metlife.com>)をご覧ください。

「ATHENA(アテナ)」商品概要

通貨選択型個人年金保険

契約通貨		米ドル	豪ドル	ユーロ								
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢です。積立期間によって異なります。)												
積立期間	3年	0~87歳										
	5年	0~85歳										
	7年	0~83歳										
	10年	0~80歳										
保険料払込方法		一時払のみ										
基本保険金額 (一時払保険料)												
最低	2万米ドル (1米ドル単位)	3万豪ドル (1豪ドル単位)	2万ユーロ (1ユーロ単位)									
最高 (契約日における被保険者の満年齢によって異なります。)	<b>【75歳以下】</b> 500万米ドル、もしくは契約日時点の円換算額5億円のいずれか低い金額 <b>【76歳以上】</b> 100万米ドル、もしくは契約日時点の円換算額1億円のいずれか低い金額	<b>【75歳以下】</b> 750万豪ドル、もしくは契約日時点の円換算額5億円のいずれか低い金額 <b>【76歳以上】</b> 150万豪ドル、もしくは契約日時点の円換算額1億円のいずれか低い金額	<b>【75歳以下】</b> 500万ユーロ、もしくは契約日時点の円換算額5億円のいずれか低い金額 <b>【76歳以上】</b> 100万ユーロ、もしくは契約日時点の円換算額1億円のいずれか低い金額									
※円入金特約により、保険料を円貨で払い込むことができます。												
年金種類												
年金種類と年金支払開始年齢の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定年金 (年金支払期間：5、10、15、20、25、30年) : 3歳~90歳</li> <li>年金総額保証付終身年金 : 50歳~90歳</li> <li>保証期間付終身年金 (保証期間：5、10、15年) : 50歳~90歳</li> <li>保証期間付夫婦年金 (保証期間：5、10、15年) : 50歳~90歳</li> </ul>											
延長セレクトプラン (利率更改特約)	通貨と期間を選んで年金支払開始日を繰下げることができます。											
ボーナス利率 (加算利率)	更改日より1年間は、更改日の予定利率に下記の利率が加算されます。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>3年</td> <td>5年</td> <td>7年</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>0.3%</td> <td>0.5%</td> <td>0.7%</td> <td>1.0%</td> </tr> </table> ※ボーナス利率 (加算利率) は、市場環境の変動等の理由により将来変更される可能性があります。				3年	5年	7年	10年	0.3%	0.5%	0.7%	1.0%
3年	5年	7年	10年									
0.3%	0.5%	0.7%	1.0%									
繰下げ期間	3、5、7、10年 (積立期間と違う期間も選択できます。)											
繰下げ可能範囲	被保険者の年金支払開始年齢が90歳になるまで繰下げできます。											
通貨の転換	繰下げ時に他の通貨に転換できます。											
年金支払開始日の繰延べ	年金の支払開始日を繰延べることができます。											
繰延べ期間	1年刻み											
繰延べ可能範囲	被保険者の年金支払開始年齢が90歳になるまで繰延べできます。											
通貨の転換	繰延べ時に他の通貨に転換できます。											
一部引出機能	毎年、運用収益分のうち、一部引出金額を解約控除なしに引出することができます。											
解約	年金支払開始日前であればいつでも、ご契約を解約して払戻金を受取ることができます。											
解約払戻金額 (解約時の受取金額)	解約払戻金額 = 市場調整価格 - 解約控除額											
市場調整価格	解約日の保障基準価格 - 市場調整額 ※詳しくは「契約締結前交付書面 (契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。											
解約控除額	解約日の保障基準価格 × 解約控除率 (9%~1%)											
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度 (お申込みの撤回・契約の解除) の対象です。											